

別紙 1 事業場所

別紙 1 については、業務要求水準書別図 1 と同じ。

別紙 2 施設仕様

「業務要求水準書」及び事業者提案等により規定。

別紙3 不可抗力による増加費用等の負担割合

1. 建設期間

建設期間中に不可抗力が生じた場合、増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、設計・建設費相当額（金 円）の1000分の10に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

2. 運営期間

運営期間中、不可抗力が生じた場合、本件施設等につき、増加費用額及び損害額が一事業年度につき累計で、年間のサービス購入料相当分（ただし、第58条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第59条による減額を考慮しない金額とする。）の1000分の10に至るまでは乙が負担するものとし、これを越える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、甲の負担部分から控除する。

別紙4 法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担

法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害は以下の「ないし」のいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

本事業に直接関係する法令変更

消費税に関する法令変更

法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が1年間20万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙 5 発生土及び発生砂の有効利用等の方法

1 発生土有効利用

排水処理に伴い発生した発生土及び沈砂池天日乾燥床にて発生した発生砂（以下「発生土」という。）は、乙が全量を有効利用するものとする。有効利用とは、発生土を製品の原材料等の有用物として利用することをいい、有効利用の方法は、有価利用と非有価利用とに大別する。

2 発生土有効利用に係る費用

(1) 有価利用

有価利用は、乙が発生土 t -ds（提案量はゼロでないこと）を甲から（円/ t -ds）（提案額は 100 円/ t -ds 以上であること）で買い取り、自らの責任で発生土を販売するものとし、その収益は乙に帰属するものとする。

有価利用の提案量については、事業期間を通じて維持するものとするが、実際の有価利用量が提案量を下回った場合においても、支払対価の計算は提案量が維持されたものとみなして行う。

有価利用単価については、契約者の一方からの申し出により 5 年ごとに改定することができるものとする。

(2) 非有価利用

非有価利用は、有価利用の目的で乙が甲から買い取る上記 2（1）に示す量を除いた発生土について、乙の責任で有効利用を図るものとし、それに係る費用を甲が負担するものとする。

非有価利用単価については、契約者の一方からの申し出により 5 年ごとに改定することができるものとする。

3 市場変動への対応等

(1) 有価利用分の対応

ア 有価利用分として提案された発生土量の減量は 20 年間行わない。ただし、契約締結時に想定できなかった事態（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合等）が生じた場合には協議を行う。提案にかかる利用方法の市場が消滅したのみでは有価による利用の市場の消滅と認めない。

イ 有価利用分としての処理量が提案量を上回った場合には、乙の利益とする。

(2) 非有価利用分の対応

ア 非有価利用の処理単価は、契約者の一方からの申し出により 5 年ごとに改定す

ることができるものとする。その際、単価の改定については、事業契約書第 78 条に基づいて設置する関係者協議会において、改定価格の正当性を証する書類（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場における処分費用の変動率を基本とする）を検討し、合理的と認められた場合に限り、次年度より単価を改定する。

イ 事業期間中、甲が利用方法を提案し、それにより発生土有効利用に係る費用が低下した場合は、甲、乙双方の利益とする。

(3) 場内における作業

発生土の有効利用業務について浄水場内で行える作業は、乾燥、破砕、造粒、袋詰め等の工程までとし、他の原料との混合などの加工はできないものとする。ただし、水道施設としての安全性及び衛生性等の確保に支障のない場合に限り、甲の承認を得ることで、他の原料との混合による加工も可能とする。

(4) 有効利用責任範囲

乙が有効利用しなくてはならない範囲は、当該月 4500t-ds 未満又は事業年度累積発生量が 23000t-ds 未満である場合のみとし、これを上回った場合には甲との協議とする。協議の結果、乙が承諾した場合、超過分についても協議した単価にて非有価利用を図るものとする。また、この非有価利用分についても、当該事業年度の有効利用実績として扱う。

(5) 発生土の所有権

有価利用にかかる発生土の所有権は、計量後に移転する。

(6) 発生土量の変動

発生土量の変動分(15,200t-ds を超える量)については、非有価利用単価[円/t-ds]により精算する。

(7) 事務手続き

実際の有価利用分は、当該期の有価利用見込み量により決定するものとし、その分について乙は「買受書」を発行する。また、乙は販売先より「有効利用状況を証明するに足る書類（買取証明書）」の発行を受けるものとする。買取証明書はモニタリングにおいて有価利用分の有効利用ができたことを確認する際に使用する。

非有価利用分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、甲がマニフェストを発行する。

(8) 確認方法

発生土の全量有効利用が適正に行われているかどうかの確認は、年 1 回、次の二つの確認項目により行う。

- ・ 3 月 31 日にストックヤードに発生土が残留していないこと。
- ・ 7 月のモニタリング時、前年度発行のマニフェスト分が回収できたことの確認、乙が甲から有価利用分を買い取ったことを証する「買受書」の確認及びその「有効利用状況を証明するに足る書類（買取証明書）」の確認。

(9)株主保証

有価利用分の買い取りについて入札参加に係る株主が保証するものとする（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合等は別途協議）。

【発生土有効利用の考え方】

【提案事項】

$X_{\text{提案}}$:年間有価利用提案量 [t-ds/年]

$A_{\text{提案}}$:提案有価利用単価 [円/t-ds]

$B_{\text{提案}}$:提案非有価利用単価 [円/t-ds]

ただし、いずれも正の値とする。

【提案条件】

$X_{\text{提案}} > 0$

$A_{\text{提案}} = 100$

$\{(15200 - X_{\text{提案}}) \times B_{\text{提案}} - X_{\text{提案}} \times A_{\text{提案}}\} \div 15200 = 15385$

有価利用 $X_{\text{提案}}$ [t-ds/年]	非有価利用 Y [t-ds/年]
有価利用単価 $A_{\text{提案}}$ [円/t-ds]	非有価利用単価 $B_{\text{提案}}$ [円/t-ds]

入札時の入札金額は、 $Y = 15200 - X_{\text{提案}}$ として計算

当該年度の発生土有効利用に係る支払金額合計

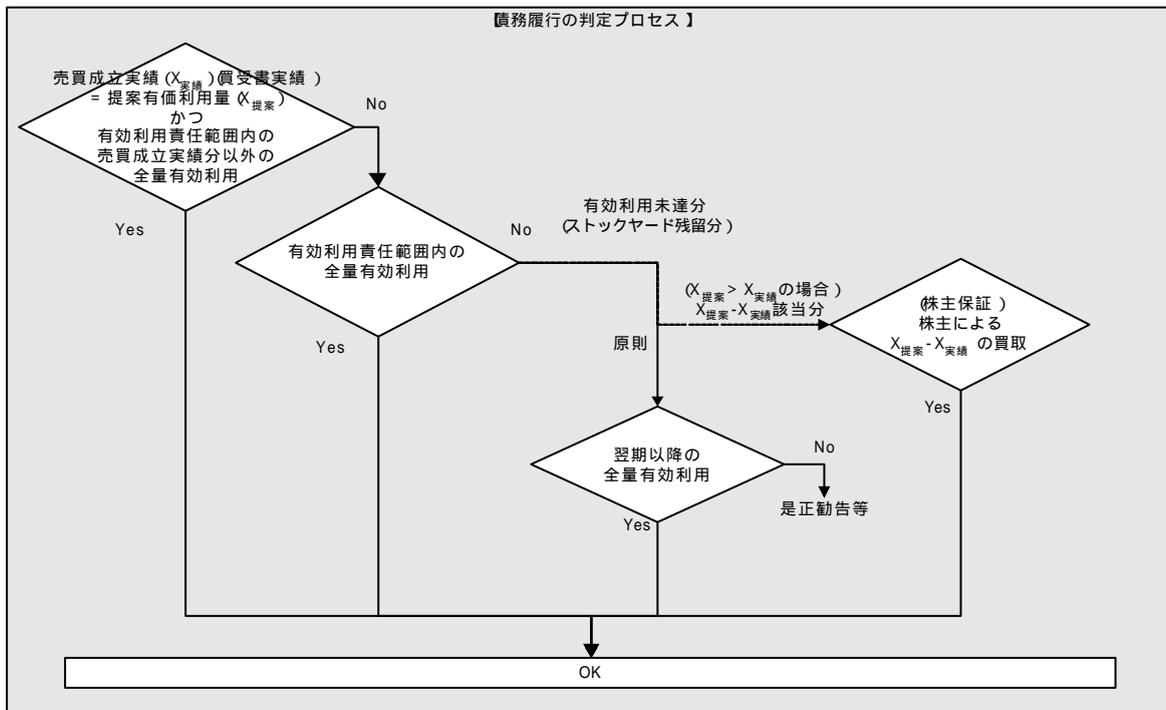
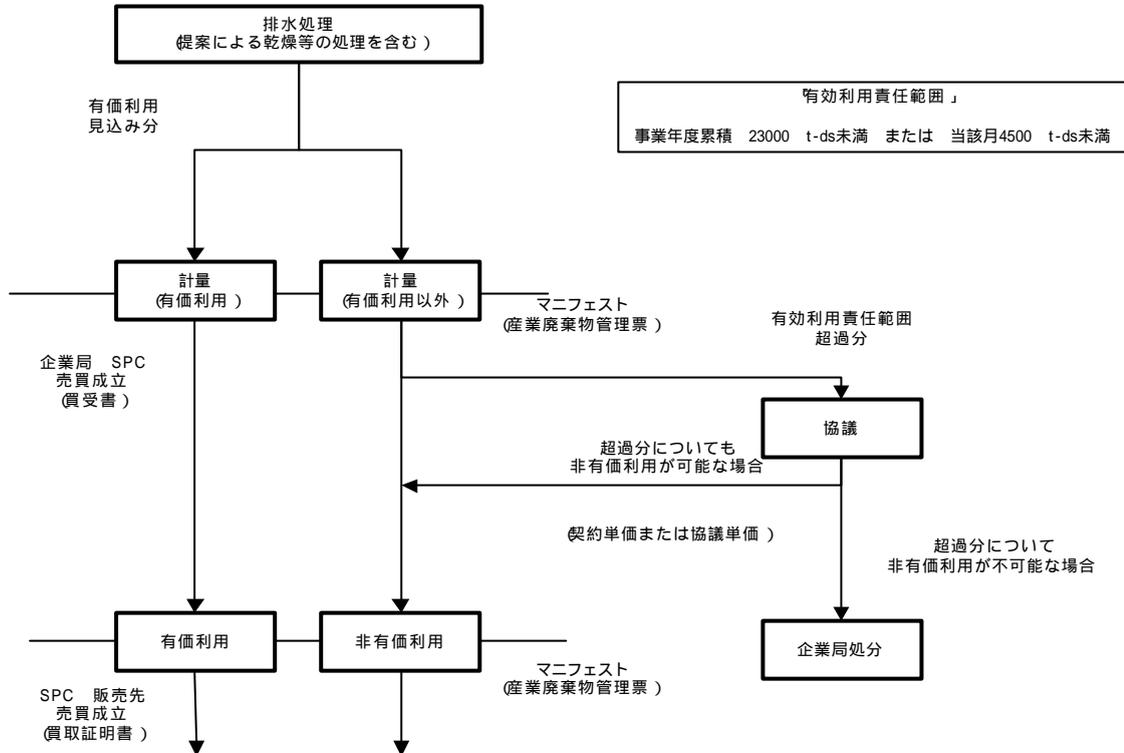
($X_{\text{実績}}$:年間有価利用実績[t-ds/年] $Y_{\text{実績}}$:年間非有価利用実績[t-ds/年])

$$= \{Y_{\text{実績}} - (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times B_{\text{提案}} - \{X_{\text{実績}} + (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times A_{\text{提案}}$$

$$= \{Y_{\text{実績}} - (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times B_{\text{提案}} - X_{\text{提案}} \times A_{\text{提案}} + X_{\text{実績}} \times A_{\text{提案}}$$

提案例		有価利用 3,000 [t-ds/年]	非有価利用 Y [t-ds/年]	
		有価利用単価 100 [円/t-ds]	非有価利用単価 15,000 [円/t-ds]	
実績例		有価利用 実績 2,000 [t-ds/年]	非有価利用 実績 16,000 [t-ds/年]	
		<p>有価利用実績が有価利用提案を下回った場合、当該不足分を マニフェストの発行を伴う非有価利用をしてもよいが、企業局は追加的な費用は支払わず、有価利用 販売したも)として費用計算(非有価利用費より控除)する。(買受書は、2000t-ds分のみ)</p>		
		<p>当該年度の発生土有効利用に係る支払金額合計</p> $= \{Y_{\text{実績}} - (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times B_{\text{提案}} - \{X_{\text{実績}} + (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times A_{\text{提案}}$ $= \{16000 - (3000 - 2000)\} \times 15000 - \{2000 + (3000 - 2000)\} \times 100$ $= 225,000,000 - 300,000$ $= 224,700,000 \text{ [円]}$		
実績例		有価利用 実績 4,000 [t-ds/年]	非有価利用 実績 14,000 [t-ds/年]	
		<p>有価利用実績が有価利用提案を上回った場合、当該超過分を有価利用してもよいが、非有価利用を行ったものとして費用計算(非有価利用費を支払)する。また、マニフェストも発行する。(買受書は、3000t-ds分のみ)</p>		
		<p>当該年度の発生土有効利用に係る支払金額合計</p> $= \{Y_{\text{実績}} - (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times B_{\text{提案}} - \{X_{\text{実績}} + (X_{\text{提案}} - X_{\text{実績}})\} \times A_{\text{提案}}$ $= \{14000 - (3000 - 4000)\} \times 15000 - \{4000 + (3000 - 4000)\} \times 100$ $= 225,000,000 - 300,000$ $= 224,700,000 \text{ [円]}$		
実績例		有価利用 実績 2,000 [t-ds/年]	非有価利用 実績 14,000 [t-ds/年]	
		<p>毎年3月31日の確認日に有効利用未達分(ストックヤード残留分)があり、かつ当該年度の有価利用実績が有価利用提案に達していない場合、その未達分について株主が企業局から買い取る。(株主保証)</p>		
		<p>毎年3月31日の確認日の有効利用未達分(ストックヤード残留分)は翌年度以降、速やかに有効利用する。有効利用に伴う費用は、$B_{\text{提案}}$を単価として支払い、その実績は有効利用実施年度の実績に含める。</p>		

【発生土有効利用に関する概要フロー】



別紙6 保険

(建設期間)

1 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合，事故直前の状況に復旧する費用を補償。

- ・対象 本件工事に関するすべての建設資産
- ・補償額 本件施設等の再調達金額
- ・期間 着工から維持管理・運営開始予定日前日まで
- ・その他 被保険者を乙，下請業者，甲とする。

2 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合，その損害に対する補償。

- ・対象 本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任
- ・補償額 対人：1名あたり1億円，1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
- ・期間 着工から維持管理・運営開始予定日前日まで
- ・その他 被保険者を乙，下請業者，甲とし，交差責任担保特約を付ける。

(維持管理・運営期間)

事業者提案とします。

上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。なお、維持管理・運営期間中の火災保険については、甲が付保することを予定している。

別紙 7 全体工事工程表

別紙 8 事業場所に関する使用貸借契約書

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するために、埼玉県企業局（以下「甲」という。）は、[事業者の名称が入ります]（以下「乙」という。）と次のとおり土地の使用貸借について契約を締結する。

（定義）

第 1 条 本契約において用いられている用語で本契約において別段の定義のないものは、それらの用語について甲と乙が平成 [] 年 [] 月 [] 日付で締結した「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業契約」（以下「事業契約」という）において定められた意味を有するものとする。

（土地使用貸借）

第 2 条 甲は、甲が所有する、本契約書別紙に示す土地（以下「本件土地」という）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条第 2 項の規定により、無償で乙に貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。

- 2 甲は、本件土地を業務要求水準書に示した状況にて乙に引き渡すものとする。
- 3 本件土地の使用貸借の期間は、本契約締結日から平成 [] 年 [] 月 [] 日までとする。
- 4 本契約に基づく使用貸借は、本事業の実施のための本件施設等の建設及び改良を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ本件土地を使用するものとする。

（使用貸借の終了）

第 3 条 平成 [] 年 [] 月 [] 日 [使用貸借期間の終了日が入ります。] までに、何らかの理由により事業契約の全部が終了した場合には、本契約に基づく使用貸借も終了するものとする。

- 2 事業契約の終了により使用貸借が終了した場合、乙は、甲に対して、事業契約の終了事由に応じて事業契約に規定される状態にて、本件土地を明け渡すものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、[物品の撤去等] のために必要な場合、甲は、乙に対し、本件土地の引き渡しにかかる [物品の撤去等] の終了まで猶予するものとする。

（使用上の制限）

第 4 条 乙は、本件土地が県有財産であることに常に配慮し、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持保全しなければならない。

- 2 乙は、事業契約によるもののほか、本件土地について甲の承諾を得ないで現状を変更し、又は本件土地上に本件施設以外の建物その他を新築し、若しくは増改築してはなら

ない。

(甲の本件土地の使用)

第 5 条 乙は、甲が乙に本件土地を引き渡した後も、甲が本件土地を使用することを認める。

(滅失又は毀損の通知義務)

第 6 条 乙は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第 7 条 乙は、その責に帰すべき事由により、本件土地を毀損した場合においては、乙の負担において本件土地を現状に回復しなければならない。

(必要費等の請求権の放棄)

第 8 条 乙は、本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他本件土地の使用に伴い発生する費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。ただし、別途事業契約で費用負担について定めのあるものについてはこの限りではない。

(協議)

第 9 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 10 条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

別紙 9 作業用地に関する使用貸借契約書

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するために、埼玉県企業局（以下「甲」という。）は、[事業者の名称が入ります]（以下「乙」という。）と次のとおり土地の使用貸借について契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において用いられている用語で本契約において別段の定義のないものは、それらの用語について甲と乙が平成[]年[]月[]日付で締結した「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業契約」（以下「事業契約」という）において定められた意味を有するものとする。

（土地使用貸借）

第2条 甲は、甲が所有する、本契約書別紙に示す土地（以下「本件土地」という）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第12条第2項の規定により、無償で乙に貸し付けるものとし、乙は、これを借り受けるものとする。

- 2 甲は、本件土地を現状にて乙に引き渡すものとする。
- 3 本件土地の使用貸借の期間は、本契約締結日から平成[]年[]月[]日までとする。
- 4 本契約に基づく使用貸借は、本事業の実施のための本件施設等の建設及び改良を目的とし、乙は、かかる目的の範囲内においてのみ本件土地を使用するものとする。

（使用貸借の終了）

第3条 平成[]年[]月[]日[使用貸借期間の終了日が入ります。]までに、何らかの理由により事業契約の全部が終了した場合には、本契約に基づく使用貸借も終了するものとする。

- 2 事業契約の終了により使用貸借が終了した場合、乙は、甲に対して、事業契約の終了事由に応じて事業契約に規定される状態にて、本件土地を明け渡すものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、[物品の撤去等]のために必要な場合、甲は、乙に対し、本件土地の引き渡しにかかる[物品の撤去等]の終了まで猶予するものとする。

（使用上の制限）

第4条 乙は、本件土地が固有財産であることに常に配慮し、善良なる管理者の注意をもって本件土地を使用し、維持保全しなければならない。

- 2 乙は、事業契約によるもののほか、本件土地について甲の承諾を得ないで現状を変更

してはならない。

(甲の本件土地の使用)

第 5 条 乙は、甲が乙に本件土地を引き渡した後も、甲が本件土地を使用することを認める。

(滅失又は毀損の通知義務)

第 6 条 乙は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第 7 条 乙は、その責に帰すべき事由により、本件土地を毀損した場合においては、乙の負担において本件土地を現状に回復しなければならない。

(必要費等の請求権の放棄)

第 8 条 乙は、本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費その他本件土地の使用に伴い発生する費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。ただし、別途事業契約で費用負担について定めのあるものについてはこの限りではない。

(協議)

第 9 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 10 条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

別紙 10 サービス対価の支払について

1. サービス対価の構成

各業務に係るサービス対価の対象範囲は表1のとおりとする。

表1 業務に係るサービス対価

大分類	中分類	小分類	費用種	備考
設計及び建設業務	設計業務	設計業務	固定費	設計・建設費
	工事監理業務	工事監理業務		
	建設業務	土木・建築工事業務		
		機械設備工事業務		
		電気設備工事業務		
		常用電源設備工事業務 ¹		
		建設に伴う各種申請業務		
		近隣調整及び準備調査業務		
	生活環境影響調査業務			
その他	保険料、融資組成費、開業費、割賦金利等			
維持管理業務	建物維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	固定費	サービス購入料 ²
		清掃業務		
	設備維持管理業務	保守・点検業務		
		修繕・更新業務		
	外構維持管理業務	保守・点検及び修繕業務		
		植栽維持管理業務 清掃業務		
保安及び警備業務	保安及び警備業務			
その他	保険料、公租公課等			
運営業務	排水処理業務	施設運転業務	固定費 + 変動費	サービス購入料 ²
		施設運転管理業務		
	常用電源供給業務 ¹	施設運転業務		
		施設運転管理業務		
	非常用電源供給業務	施設運転業務		
		施設運転管理業務		
発生土有効利用業務	発生土管理業務	変		
	発生土有効利用業務			
その他	保険料、公租公課等	固		
その他	消費税	消費税及び地方消費税		

1 常用電源設備工事業務及び常用電源供給業務は事業者提案とする。

2 維持管理業務及び運営業務の対価の合計額から有価利用にかかる発生土の購入費を控除した額をサービス購入料とする。

2. 設計・建設費

設計・建設費として、前払金・一時支払金と割賦支払金に区分して支払う。
入札参加者は設計・建設費の額とスプレッドを提案するものとする。

(1)前払金・一時支払金

設計・建設費のうち、前払金・一時支払金として設計・建設費の3分の2に消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税」という）を加えた額又は100億円のうち小さい金額を上限に支払う。

このうち、前払金については、平成19年度のみ、当該年度の土木建築に関する工事のうち下記の項目に係る費用（消費税を含む）の4割を超えない範囲で支払う。乙は19年度に当該金額を甲に請求し、甲はその請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

一時支払金は、本件施設等の所有権を甲に移転した後、設計・建設費の3分の2に消費税を加えた額又は100億円のうち小さい金額から前払金を引いた金額の範囲で支払う。

なお、一時支払金については、乙は第35条に基づく施設の引渡し日以降に当該金額を請求し、甲は請求を受けた日から40日以内に、その請求された金額を支払う。

【前払金の対象となる費用】

土木建築に関する工事（請負代金50万円以上）

材料費・労務費・機械器具の賃貸料・機械購入費（当該工事において償却される場合に相当する額）・動力費・支払運賃・修繕費・仮設費・労働者災害補償保険料・保証料
に相当する額

表2 前払金・一時支払金の支払について

支払時期	支払額	支払条件
平成19年度 （前払金の請求を受けた日から14日以内。）	当該会計年度における支払限度額の10分の4以内の前払金（消費税を含む）	保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を甲に寄託して前払金を請求する。
平成20年 （一時支払金の請求（平成19年度中）を受けた日から40日以内）	設計・建設費の3分の2に消費税を加えた額又は100億円のうちの小さい金額から前払金を引いた金額	本件施設等の所有権を甲に移転した後一時支払金を請求する。

(2) 割賦支払金

設計・建設費から前払金・一時支払金（消費税を除く）を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税を上乗せした額とする。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とする。

ア 支払時期及び支払額

(ア) から (イ) に従い、割賦支払金を年 4 回支払うものとし、第 1 回目の支払は平成 20 年度第一四半期終了後とする。

甲は原則として各四半期終了後の翌月の末日（当該期日が銀行営業日でない場合は翌営業日とする。）までに支払うものとする。ただし、請求書に不備がある場合や請求の日が極端に遅れた場合は、この限りではない。

(ア) 平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月

元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の3に対する金利

(イ) 平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月

元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の2に対する金利

(ウ) 平成 30 年 4 月～平成 35 年 3 月

元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の1に対する金利

(エ) 平成 35 年 4 月～平成 40 年 3 月

元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額

イ 基準金利

東京時間午前 10 時にテレレート 17143 頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 ヶ月 LIBOR ベース 5 年もの（円 - 円）金利スワップレート仲値とする。

基準金利を決定する基準日は事業契約において合意された施設の引渡日の 2 銀行営業日前とする、以降、基準金利は平成 25 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前、平成 30 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前、平成 35 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前に改定する。

(3) 設計・建設費の変動について

設計・建設費の改定は原則として行わない。

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格の著しい変動を生じ、設計・建設費が不相当となったときは、甲又は乙は、設計・建設費の変更を請求することができる。

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設費が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、設計・建設費の変更を請求することができる。

上記の場合において、設計・建設費の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3. サービス購入料

サービス購入料は発生土量によらず一定となる固定費、サービス単価に発生土量（有効利用等を確認できたものに限る。）を乗じて算出される変動費及び上記金額の合計額から控除される発生土の有価利用にかかる購入費により構成される。

電力は大久保浄水場北系電気室より排水処理施設に分電する。使用電力量を排水処理施設受電用積算電力計により計量し、東京電力（株）電気供給約款により積算された料金（ただし、基本料金分は含めない。）をサービス購入料から控除する。なお、甲が乙に支払うサービス購入料の内訳には、提案に応じた電気料金相当額が含まれる。

(1) 支払時期及び支払対象額

平成20年度第1四半期（平成20年4月1日～6月30日）を初回として、以降年4回、平成39年度第4四半期（平成40年1月1日～3月31日）までの80回の支払とする。第1回目の支払は平成20年度第一四半期終了後、事業契約書第52条に規定するモニタリング実施の結果通知後に当該金額を甲に請求するものとし、甲は請求を受けた日から30日以内に、その請求された金額を支払う。

(2) サービス購入料の変動について

物価変動に基づき固定費と変動費（ただし、発生土有効利用業務における非有価利用の処理費を除く。）を年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。

なお、年度修繕計画の見直し等により、SPCの支出が年度間で増減することによる各年度の額の改定は行わない。

下表の業務について、維持管理・運營業務の開始初年度に支払われるサービス購入料の対価を基準額とし、毎年度、以下の算式に従って各年度の対価を確定する。改定したサービス購入料の対価は翌年度以降に支払われるサービス購入料に反映させる。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定の周期は1年に1回とし、毎年公表される4月分の指標を確認し、前回改定時（改定がない場合には初年度）と比べて10/1000以上の増減が認められる場合に、翌年度以降に支払われるサービス購入料の対価の改定を行う。初期の基準年月は平成19年4月とする。

表3 物価変動指定インデックス

業務分類		使用する指標	算定方法
維持管理業務	建物維持管理業務	人件費は「毎月勤労統計調査」産業別賃金指数（きまって支給する給与/調査産業計）（厚生労働省）	改定率
	設備維持管理業務	委託費、その他必要経費は「企業向けサービス価格指数」-総平均（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率
	外構維持管理業務費	修繕・更新費は「国内企業物価指数」一般機器（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率
	保安及び警備業務費		
運營業務	排水処理業務	人件費は「毎月勤労統計調査」産業別賃金指数（きまって支給する給与/調査産業計）（厚生労働省）	改定率
	非常用電源供給業務	委託費、その他必要経費は「企業向けサービス価格指数」-総平均（物価指数月報・日銀調査統計局）	改定率
	常用電源供給業務	電気代は電力会社の電気事業約款に連動 ガス料金は調整基準CIFである「財務省貿易統計」天然ガス及び製造ガスに連動 水道代（工水）は「埼玉県工業用水道料金徴収条例」に連動 石油代は調整基準CIFである「財務省貿易統計」重油に連動	改定額 改定率 改定率 改定率

	発生土有効利用業務 (契約書の一方からの申し出により5年ごとに改定することができる)	非有価分の処理単価は埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場における処分費用の変動率を基本とし、関係者協議会において検討する。	改定率
--	---	--	-----

- 改定率 : $AP_t = AP_z \times (WII_{t-1} / WII_z)$ ただし $| (WII_{t-1} / WII_z) - 1 |$ 1.0%
- 改定率 : $AP_t = AP_z \times (CSP_{t-1} / CSP_z)$ ただし $| (CSP_{t-1} / CSP_z) - 1 |$ 1.0%
- 改定率 : $AP_t = AP_z \times (CGP_{t-1} / CGP_z)$ ただし $| (CGP_{t-1} / CGP_z) - 1 |$ 1.0%
- 改定額 : 電力会社の電気事業約款に連動
- 改定率 : $AP_t = AP_z \times ($ 当該前年度財務省貿易統計による単価 / 前回改定年度財務省貿易統計による単価 $)$ ただし $| ($ 当該前年度財務省貿易統計による単価 / 前回改定年度財務省貿易統計による単価 $) - 1 |$ 1.0%
- 改定率 : 「埼玉県工業用水道料金徴収条例」に連動
- 改定率 : $AP_t = AP_z \times ($ 当該前年度財務省貿易統計による単価 / 前回改定年度財務省貿易統計による単価 $)$ ただし $| ($ 当該前年度財務省貿易統計による単価 / 前回改定年度財務省貿易統計による単価 $) - 1 |$ 1.0%
- 改定率 : $AP_t =$ 契約者の一方からの申し出により5年ごとに改定することができる (埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場における処分費用の変動率を基本とし、関係者協議会において検討する)

改定は平成21年度からとし、前回改定時の指数は平成19年4月時点での指数とする。

- AP_t : 当該年度のサービス購入料
- AP_z : 前回改定時のサービス購入料
- WII_{t-1} : (t - 1) 年度の産業別賃金指数
- WII_z : 前回改定時の産業別賃金指数
- CSP_{t-1} : (t - 1) 年度の企業向けサービス価格指数
- CSP_z : 前回改定時の企業向けサービス価格指数
- CGP_{t-1} : (t - 1) 年度の国内企業物価指数
- CGP_z : 前回改定時の国内企業物価指数

別紙 1 1 サービス対価支払スケジュール

契約金額 円

本別紙の金額は金利変動・物価変動・発生土量・モニタリング等に基づいて変動するものとする。

・前払金		円
内、消費税及び地方消費税		円
・一時支払金		円
内、消費税及び地方消費税		円
・割賦支払金合計		円
内、割賦元本		円
内、消費税及び地方消費税		円
内、割賦支払利息		円
・サービス購入料		円 ¹
内、固定費		円
内、変動費		円 ²

サービス単価 (円 / t -ds)

(非有価利用にかかる発生土の処理単価) (円 / t -ds)

(非有価利用にかかる発生土の処理単価以外の単価) (円 / t -ds)

消費税及び地方消費税 円

1 サービス購入料は、有価利用にかかる発生土の購入費 円を控除した額とする。

2 発生土量を 15,200 t -ds/年とした場合の金額

(1) 前払金及び一時支払金の支払スケジュール

(単位：円)

年度	前払金
平成 1 9 年度	
第 期	消費税

年度	一時支払金
平成 1 9 年度	
第 期	消費税

(2) 割賦支払金及びサービス購入料の支払スケジュール

(単位：円)

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成 2 0 年度				³
		消費税		消費税
	合計			消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成21 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成22 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成23 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成24年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成25年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成26年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成27 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成28 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成29 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成30 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成31 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成32 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成33 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成34 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成35 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成36 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成37 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成38 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

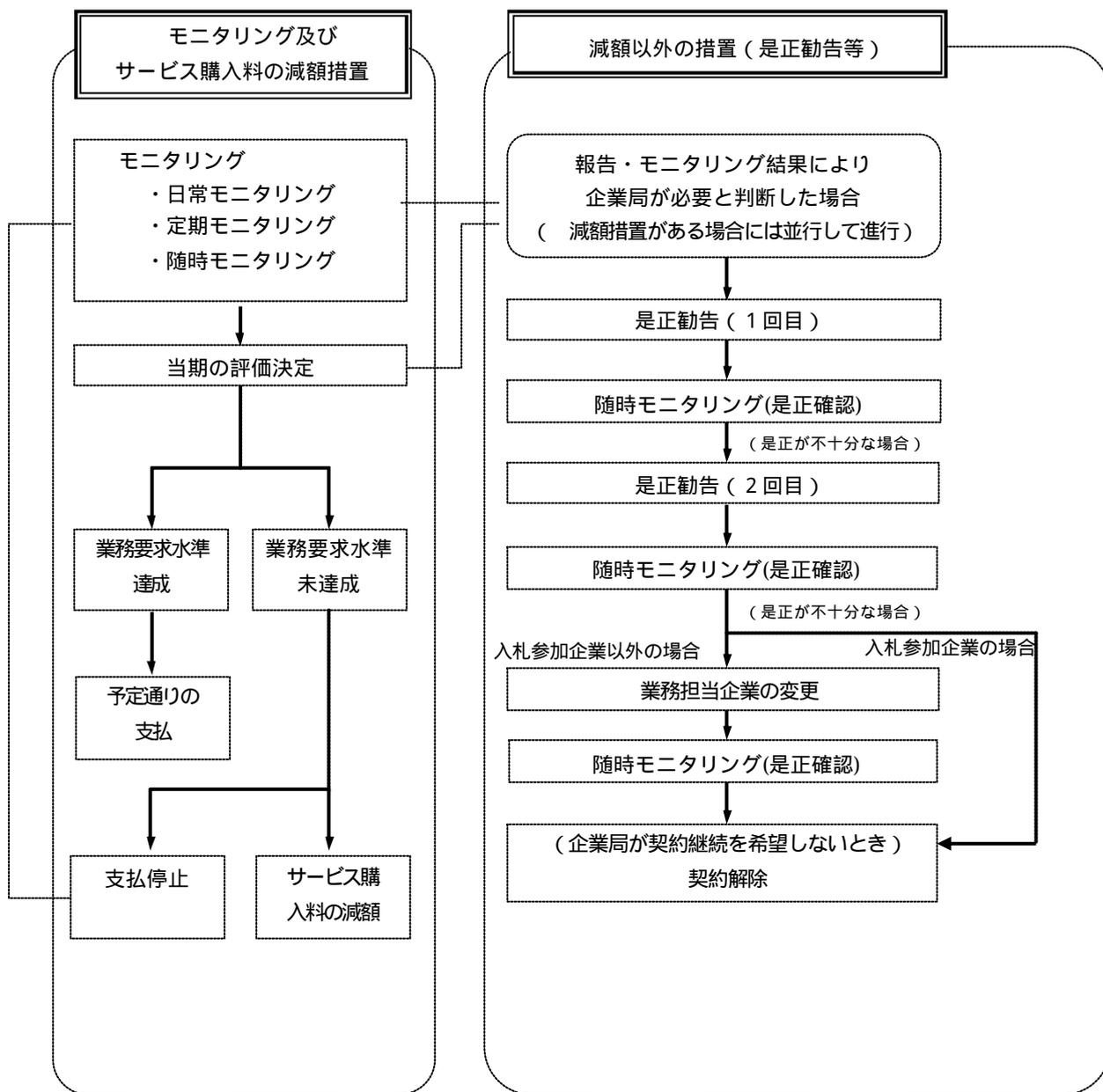
年度	期	割賦元本	割賦支払利息	サービス購入料
平成39 年度		消費税		消費税
	合計	消費税		消費税

3 サービス購入料の変動費部分は、発生土量を 15,200 t-ds/年とした場合の金額である。また、サービス購入料は発生土量、モニタリング及び物価変動によるサービス購入料の改定等により変動する。

なお、年度修繕計画の見直し等により、S P C の支出が年度間で増減することによる各年度の額の改定は行わない。

別紙12 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

1 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置



措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		一定の業務については、業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を期限を定め乙に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。
業務担当企業の変更		2回の勧告を経て改善が認められない場合で、乙が当該業務を入札参加企業以外の企業に委託しているときには、甲は乙に対して、業務担当企業の変更請求を行う。
契約解除		業務担当企業の変更を経て業務の改善が認められない場合、もしくは、2回の勧告を経て改善が認められず、当該業務を入札参加企業が実施している場合において、業務改善等の解決の見込みがたたないと判断がなされ、甲が契約継続を希望しないときには、契約を解除する。

2 モニタリング

モニタリングについては、乙において自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

(1) モニタリング実施計画書の作成

甲は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- (ア) モニタリング時期
- (イ) モニタリング内容
- (ウ) モニタリング組織
- (エ) モニタリング手続
- (オ) モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

乙は、甲が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し甲へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

甲は、乙が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、乙が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	乙	甲
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	発生土有効利用状況の確認。 各種環境計測値の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として乙の負担とする。

3 業務水準低下に対する措置

甲は、モニタリングの結果、乙の業務内容が業務要求水準書等に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下のとおり、サービス購入料の減額、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 減額措置及び是正勧告(一回目)

甲は、モニタリングの結果、乙の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア サービス購入料の減額措置

発生した不具合がサービス購入料の減額等の対象であれば、適切な減額措置を講ずる。なお、予め甲の承諾を得ず施設が稼働不可能となった場合(あるいはそうなることが見込まれる場合)には、乙は甲のモニタリングを待たず当該不具合の応急処置を施し、直ちに甲に通知する。

イ 是正勧告

確認された不具合(上記アに当てはまるものを含む)が、繰返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認められた場合、甲は乙に適切な是正措置を取ることを通告し、乙に改善策の提出を求めることができる。

この改善策は是正勧告後14日以内に甲へ提出し、内容について甲の承諾を受けなければならない。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により業務要求水準書及び事業契約書の内容を満たすことができない場合、乙は甲に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議する。乙の通知した事由に合理性があると甲が判断した場合、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善効果の確認

甲は、随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 再度の是正勧告

上記(2)のモニタリングの結果、改善策に沿った期間・内容での改善効果が認められないと甲が判断した場合、甲は再度の是正勧告を行うとともに、再度上記(1)、(2)の手続きを行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、甲が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4) 業務担当企業の変更

甲は、上記(3)の手続きを経て改善効果が認められないと判断した場合で、乙が当該業務を入札参加企業以外の企業に委託しているときには、関係者協議会において最長 3 ヶ月間協議のうえ、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを乙に請求する。

(5) 事業契約の解除

甲は、上記(4)の手続きを取った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、もしくは、上記(3)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合で、当該業務を入札参加企業が実施しているときには、業務改善等の解決の見込みがたたないと判断し、甲が契約継続を希望しないときには、事業契約を解除する。

4 サービス購入料の減額

減額対象はサービス購入料（維持管理・運営業務にかかる対価）とし、項目（１）（２）（４）については、当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該サービス購入料から当該サービス購入料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。但し、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが 10 ポイント以下の場合はサービス購入料の減額は行わない。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は表 2 に示すものとする。

表 1 サービス購入料減額等項目

業務項目	確認項目	サービス購入料減額対象額等
排水処理業務	(1) 送泥受入停止時間	ペナルティポイントによる減額
	(2) 返送水の濁度	ペナルティポイントによる減額
設備維持管理業務	(3) 脱水設備・非常用電源供給設備の能力低下	甲は是正勧告を行い、乙は改善計画書を提出。機器能力の改善が確認されるまで当該機器構成 1 系列当たり 10% の割合でサービス購入料の支払いを停止
非常用電源供給業務	(4) 非常時の浄水場への電源供給	ペナルティポイントによる減額
常用電源供給業務 (提案があった場合)	(5) 提案契約電力削減量と年間供給電力量の確保	契約電力削減量が確保できなかった場合、東京電力に支払う契約超過金を、また、年間供給電力量を確保できなかった場合、その不足電力相当額をサービス購入料から減額
発生土有効利用業務	(6) 不法投棄又は最終処分場等への埋め立て	サービス購入料の全額を減額 甲は契約を解除することができる なお、承認による最終処分場等への埋め立ては乙負担で行い、その処分費は支払わない。

表 2 ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント (X)	当該四半期のサービス購入料の減額割合 (Y)
1 ~ 25PP	$Y = 0.4 X$
25 ~ 50PP	$Y = 0.6 X - 5$

50～75PP	$Y = X - 25$
75～100PP	$Y = 2X - 100$

(1) 送泥受入停止時間

乙が汚泥を受け入れることができなくなり、甲が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受け入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイントを課す。

送泥受入停止時間は、停止されてから再開するまでの継続した時間とし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができず、当該送泥中に再度停止した場合は送泥受入停止が継続しているものとみなす。

なお、施設能力を超える汚泥流入により受け入れが不可能となった場合で、乙が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合、ペナルティポイントは課さない。

送泥受入停止時間に伴うペナルティポイント

送泥受入停止時間	ペナルティポイント
6 時間以上24 時間未満	5
24 時間以上48 時間未満	15
48 時間以上72 時間未満	35
72 時間以上	50

(2) 返送水の濁度

濁度 20 度以上の返送水が 20 分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水の濁度が 20 度以上に上昇してから 20 度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを 1 回のペナルティとし、1 回ごとにペナルティポイントを課すこととする。

濃縮槽の泥面管理を適正に実施していたことが立証可能な場合はペナルティポイントを課さない。

継続時間別返送水濁度のペナルティポイント

濁度	時間	20分以上 60分未満	60分以上
	20度以上200度未満		5
200度以上500度未満		10	25
500度以上		25	50

(3) 脱水設備・非常用電源供給設備の能力低下

脱水設備及び非常用電源供給設備が業務要求水準書に定める能力を維持していないことが判明した場合、甲は改善勧告を行い、乙は改善計画書を提出する。

改善勧告後、改善予定日までに機器の能力が改善されない場合、改善予定日を含む四半期のサービス購入料の支払いを当該機器構成1系列につき10%の割合で停止処分とする。

停止処分としたサービス購入料分は、機器能力の改善が確認された四半期のサービス購入料とともに支払う。

(4) 非常時の浄水場への電力供給

東京電力から送電が停止した場合、甲からの給電要求指示により、速やかな非常用電源設備の稼働及び浄水場への給電が必要となる。このような非常時に非常用電源による電力の供給が不可能な場合、甲から給電要求の指示があった時点から非常用電力供給までに要する時間により、以下のとおりペナルティポイントを課す。

但し、耐震性能を上回る地震が発生し機器障害が発生している場合、および甲側受電設備の受電機器・ケーブル障害が生じている場合には減額を行わない。

非常電源設備に関するペナルティポイント

非常用電源の給電要求指示から非常用電源の給電までの所用時間	ペナルティポイント
10分以上20分未満	5
20分以上30分未満	10
30分以上40分未満	20
40分以上50分未満	30
50分以上60分未満	40
60分以上	50

(5) 提案契約電力削減量と年間供給電力量の確保

ア モニタリングを実施する場合

乙が常用電源設備を設置し、電力を大久保浄水場に供給するとした場合のみ当該項目のモニタリングを実施する。

イ 減額を行う場合

事業者提案の毎月契約電力削減量と年間供給電力量が確保できなかった場合、サービス購入料の減額を行う。

ウ 減額

P F I 事業における維持管理・運営開始時の大久保浄水場の電力契約は、東京電力（株）と同社が定める電気受給約款〔特定規模需要〕に基づき「特別高圧季節別時間帯別 B」契約締結の予定である。さらに、常用電源設備が提案された場合は「特別高圧自家発補給電力 B」契約も必要となる場合があるが、基本的に同約款に規定される事項は乙も遵守すること。

毎月の契約電力削減量が確保出来なかった場合の減額措置は、同約款に規定される同契約等で定める契約超過金等の割り増し料金を、当該時期のサービス購入料より減額する。

また、年間供給電力量が確保できなかった場合、その不足電力相当額を東京電力同契約のピーク時間 1 キロワット時単価をもとに算出し、年度最終期のサービス購入料より減額する。

なお、東京電力（株）との契約種別に変更があった場合は、その契約種別によるものとする。

(6) 不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

ア 不法投棄又は承認を経ない最終処分場等への埋め立て

発生土を不法投棄又は甲の承認を経ない最終処分場等への埋め立てを行った場合、サービス購入料の全額を減額し、甲は契約を解除することができる。

なお、処分方法が不明である場合は不法投棄と推定するものとする。

ただし、不法投棄又は甲の承認を経ない最終処分場等への埋め立てについて、乙の帰責事由がないことが証明された場合を除く。

イ 協議により承認を経た最終処分場等への埋め立て

協議により甲の承認を得て最終処分場等への埋め立てを行った場合、埋め立てた発生土分については、サービス購入料のうち発生土有効利用業務にかかる経費は支払わない。また、埋め立てに要する費用は乙負担とする。

ウ 発生土有効利用の確認方法

確認は、書面で行うこととし、非有価（産業廃棄物）として排出する場合はマニフェストにより、また、有価物として排出する場合には、買取証明書により確認することとする。

なお、発生土量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。

別紙 13 保証書

保証書

(保証)

第1条 [](以下「保証人」という。)は、埼玉県企業局(以下「県企業局」という。)と[](以下「事業者」という。)が平成 年 月 日付けで締結した大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業契約(以下「原契約」という。)に基づいて事業者が県企業局に対して負う以下の債務(以下「主債務」という。)について、原契約第12条第2項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、原契約における定義に従うものとする。

- (1) 原契約第34条に基づいて事業者が県企業局に対して行う本件施設等の完工・引渡義務
- (2) 原契約第39条第2項に基づいて、事業者の責めに帰すべき事由により、工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の運営を開始できない場合に、事業者が県企業局に対して負担する本件施設等引渡までの延滞日数に応じ、設計・建設費につき年10.75%の割合で計算した遅延損害金及び遅延損害金を上回る損害又は増加費用があった場合、その超過額の支払義務
- (3) 原契約第40条に基づいて事業者が県企業局に対して負担する維持管理・運営業務の遂行業務
- (4) 原契約第70条第1項に基づいて、本件施設等の引渡までの間において、事業者の責めに帰すべき事由により、原契約が終了した場合に、事業者が県企業局に対して負担する設計・建設費の10%に相当する違約金支払義務
- (5) その他原契約に基づいて、事業者が県企業局に対して負担する一切の債務

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、県企業局は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 県企業局は保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛保証債務履行請求書を提出するものとする。保証人は、上記請求書を受領した日から30日以内に第1条第1号及び第2号の債務についてはその債務の履行を開始し、同条第3号及び第4号

の債務については同期間中にその債務の履行を終了するものとする。同条第5号の債務については、その債務の性質に従い、上記請求書を受領した日から30日以内にその債務の履行を開始し、あるいは同期間中にその履行を終了するものとする。

(代位等)

第4条 保証人は、県企業局の承認を得た場合を除き、原契約に基づく事業者の債務がすべて履行されるまで代位によって取得した権利を行使しない。

(保証契約の解約・終了)

第5条 保証人は本保証契約を解約することができない。原契約に従い第三者に本件事業が承継され、県企業局が承諾する第三者の保証が差入れられた場合には、本保証契約は終了するものとする。

(管轄)

第6条 本保証契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成 年 月 日

埼玉県

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

別紙 14 買取保証書

買 取 保 証 書

(買取保証)

第1条 [](以下「買取保証人」という。)は、埼玉県企業局(以下「県企業局」という。)と[](以下「事業者」という。)が平成 年 月 日付けで締結した大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業契約(以下「原契約」という。)第47条に基づいて事業者が県企業局に対して負う発生土又は発生砂の有効利用に関し、事業者が別紙5に定める有価利用分としての処理量が提案量を下回った場合に、当該未有価利用分に相当する量を限度として、有効利用未達分の発生土又は発生砂を買取り、これを引き取ることを保証する。

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容に変更が生じた場合には、県企業局は遅滞なく買取保証人に変更内容を通知するものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 県企業局は第1条の買取を請求しようとするときは、買取保証人宛に書面によりその旨を通知するものとし、買取保証人は、通知受領後、速やかに県企業局と買取契約を締結して、当該未有価利用分の発生土及び発生砂を引き取るものとする。

(保証契約の解約・終了)

第4条 買取保証人は本買取保証契約を解約することができない。原契約に従い第三者に本件事業が承継されたときは、県企業局は本買取保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第5条 本買取保証契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本買取保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

平成 年 月 日

埼玉県

買取保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]

別紙 15 保証書

保証書

(保証)

第1条 [](以下「保証人」という。)は、埼玉県企業局(以下「県企業局」という。)と[](以下「事業者」という。)が平成 年 月 日付けで締結した大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業契約(以下「原契約」という。)に基づいて事業者が県企業局に対して負う下記の債務(以下「主債務」という。)について、原契約第63条第2項に基づいてこれを連帯して保証する。なお、本保証契約において使用する用語については、原契約における定義に従うものとする。

記

原契約第63条第1項に基づいて事業者が県企業局に対して負う本件施設等の大規模修繕に要する費用相当額の損害賠償義務及び補修義務

(通知)

第2条 工期の変更、延長、工事の中止その他の原契約の内容(主債務の内容を含む。)に変更が生じた場合には、県企業局は遅滞なく保証人に変更内容を通知するものとする。主債務の内容に変更が生じたときは、これに従って保証債務の内容も当然に変更されるものとする。

(保証債務履行の請求)

第3条 県企業局は保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人宛に書面によりその旨通知しなければならない。

(保証契約の解約・終了)

第4条 保証人は本保証契約を解約することができない。原契約に従い第三者に本件事業が承継されたときは、県企業局は本保証契約を終了させることができるものとする。

(管轄)

第5条 本保証契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第6条 本保証契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈す

る。

平成 年 月 日

埼玉県

保証人： [本店所在地]
[社 名]
[代表取締役名]